

きずな

VOL.143

令和3年8月1日号

目次

- P2 ■新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお悩みの皆さまへ緊急貸付に関するご案内
■キラ玉体操応援団フォローアップ研修
- P3 ■新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のご案内
- P4 ■善意の寄附のご紹介
■成年後見制度のお話

発行：社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会
玉名市岩崎88-4玉名市福祉センター内
TEL：0968-71-0080 FAX：0968-72-0846
E-mail shakyo074-soumu@lake.ocn.ne.jp
U R L <http://www.tamasha.jp>



この広報紙は、赤い羽根共同募金の配分金を財源に発行しています。



受付期間 令和3年8月末まで

新型コロナウイルス感染症の影響による 休業や失業で、生活資金にお悩みの 皆さまへ緊急貸付に関するご案内

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少や失業等により、緊急かつ一時的な生計維持のための資金を必要とする世帯

※新型コロナウイルスの影響で内定が取り消された方は対象ではありません。

緊急小口資金

- 貸付上限額 20万円以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 2年以内

総合支援資金

- 貸付上限額 2人以上世帯 月20万円以内
単身世帯 月15万円以内
- 貸付期間 原則 3か月以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 10年以内

■貸付利子／無利子 ■保証人／不要

■借入申込みに必要なもの

- ①世帯全員と続柄が記載された住民票(発行3カ月以内)
- ②身分を証明できるもの(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等)
- ③申込者の預金通帳及び印鑑
- ④収入が減少・失業したことが確認できる書類
失業の場合・・・雇用保険受給者証、源泉徴収票、離職票、退職辞令等の写し
廃業の場合・・・個人事業の廃業届出の写し
減収の場合・・・収入が減少したことがわかる書類の写し

■借入申込方法

- ①窓口での借入申込 必要書類をご準備のうえ、玉名市社会福祉協議会の窓口へお越しください。
○相談申込受付時間：午前10時～午後4時(土日祝日を除く)
- ②郵送による借入申込
熊本県社会福祉協議会ホームページ
(www.fukushi-kumamoto.or.jp/) から関係書類を入手のうえ、必要な書類をご用意いただき、玉名市社会福祉協議会へ郵送してください。

お問合せ先・郵送先

〒865-0016 玉名市岩崎88-4玉名市福祉センター内
社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会 地域福祉課まで TEL 71-0080 FAX 72-0846

キラ玉体操応援団フォローアップ研修 (介護予防活動支援員)

「介護予防活動支援員養成講座」を受講された方、通いの場で地域サポーターとして活動されている方向けのフォローアップ研修(全3回)を開催いたします。この研修では、公民館活動の重要性やキラ玉体操(5種類)の動きを学ぶことができ、通いの場の活動がより活発になることを目的としています。皆さまのご参加をお待ちしております。

※昨年度実施の「介護予防活動支援員養成講座」を受講された方を「介護予防活動支援員」とさせていただいておりましたが、本年度より「キラ玉体操応援団」と名称が変更になりました。

- ◆日時：第1回 令和3年 8月19日(木) 10:00～12:00
- ◆会場：横島総合保健福祉センターゆとり～む多目的ホール(玉名市横島町横島3923番地)
- ◆対象者：・通いの場の地域サポーター
・昨年度実施の「介護予防活動支援員養成講座」を受講された方
- ◆講師：株式会社ともいきLabo 代表取締役
熊本県理学療法士協会 政策企画室室長 北尾 昌平 氏
- ◆内容：・キラ玉体操応援団活動予定説明
・キラ玉体操の動きの確認(つこけん体操)
・意見交換会 等
- ◆申込：第1回フォローアップ研修のお申し込みは、郵送済みの受講申込書にご記入のうえ、玉名市包括支援センターまでFAXまたはご提出をお願いします。
申込期限：令和3年8月13日(金)

※新型コロナウイルス感染症対策のため、人数を減らして開催します。(定員40名)

各通いの場の地域サポーターは、3名までのご参加をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の影響等により変更の可能性もあります。ご了承ください。

※各回その都度のお申し込みになります。

★ご自宅で検温され、必ずマスクの着用でのご参加をお願いします。

★キラリかがやけ玉名体操集(カラー冊子)、筆記用具、水分補給用の飲み物、タオルをご持参ください。また、動きやすい格好でご参加ください。

お申込み・お問合せ先

玉名市包括支援センター 生活支援コーディネーター 中山
玉名市岩崎88番地4 TEL 71-0285 FAX 71-0360

フォローアップ
研修は、全3回を
予定しています！
第2回 11/18
第3回 2/24



新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のご案内 ～緊急小口資金などの特例貸し付けを利用できない人へ～

支給対象世帯

次のいずれかに該当し、

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯／8月までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

さらに以下の全てを満たしている世帯

- 収入が、①+②の合計額を超えないこと
 - ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
 - ②生活保護の住宅扶助基準額
- 資産が、上記①の6倍以下（ただし100万円以下）

要件	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯
収入要件	111,000円	155,000円	183,000円	218,000円	252,000円	288,000円	326,000円	359,000円
資産要件	468,000円	690,000円	840,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円

- 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと
 - ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
 - ・月1回以上、自立相談支援機関の面接などを受ける。
 - ・月2回以上、公共職業安定所で職業相談などを受ける。
 - ・原則週1回以上、求人先へ応募を行う、または求人先の面接を受ける。
 - ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

支給額・支給期間

- 月額 単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円
- 最大3か月（月々支給）

手続き方法（申請期間 7/1～8/31）

- 申請書類を記入し、玉名市くらしサポート課の窓口へ持参または郵送で提出してください。
- 申請書に必要な書類は、玉名市のホームページをご覧ください。

お問い合わせ

- くらしサポートホットライン TEL 75-1502（玉名市役所くらしサポート課）
[受付時間] 平日 8:30～17:15
- 厚生労働省コールセンター TEL 0120-46-8030 [受付時間] 平日 9:00～17:00

**「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った、
振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください！！**

善意の寄附のご紹介

(令和3年6月1日～令和3年6月30日受付まで)

………《香典返し》………

次の方々から社会福祉協議会に、香典返しにかえてご寄附をいただきました。故人のご冥福をお祈りいたしますとともに、社会福祉の推進のためにより一層努力いたします。
(敬称略・順不同)

- 〈築山地区〉 品川 良美 (亡夫恭寛)
- 猿渡 克彦 (亡母カオル)
- 中尾 絹江 (亡夫弘明)
- 〈滑石地区〉 大野 義弘 (亡母サツキ)
- 上野 須恵美 (亡夫孝士)
- 〈大浜地区〉 村上 初美 (亡夫伸一)
- 〈豊水地区〉 谷口 マツ子 (亡夫人視)
- 〈伊倉地区〉 佐藤 京子 (亡夫文生)
- 〈八嘉地区〉 谷口 強 (亡妻 後藤 静野)
- 小北 孝代 (亡夫忠)
- 〈梅林地区〉 宇野 信子 (亡夫英輔)
- 〈石貫地区〉 城戸 鶴男 (亡妻 京子)
- 〈三ツ川地区〉 橘 好子 (亡妻 深浦 経子)
- 〈大野地区〉 柴尾 博徳 (亡母ハルカ)
- 〈高道地区〉 嶋村 公明 (亡母 公子)
- 野添 五百美 (亡母 藤本 美鈴)
- 〈鍋地区〉 三宮 征子 (亡夫 龍男)
- 〈横島地区〉 松本 松喜 (亡父 直喜)
- 坂西 久美子 (亡夫 保二)
- 友田 ケイ子 (亡夫 信治)
- 〈玉水地区〉 小山 猛 (亡母 ムツ子)
- 徳永 司 (亡母 ツヤ子)
- 荒瀬 保徳 (亡母 マサヨ)
- 上野 正子 (亡母 秀子)

ご家族のことで
悩んでいるあなたへ

「成年後見制度」は認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で物事を判断する能力が不十分な方を保護し、権利を守る支援者(成年後見人等)を選び、法的に支援する制度です。

成年後見制度のお話

玉名市社会福祉協議会たまな成年後見センターでは、家族の申し立てを考えている地域住民向けに、成年後見制度についての講座を開催いたします。

本年度は阪口心志司法書士・行政書士事務所の阪口心志氏を講師にお招きして講演会を開催します。制度についてわかりやすくお話をさせていただきます。たくさんのご参加をお待ちしています。

日時	令和3年9月11日(土) 10:00~12:00	募集期間	令和3年8月1日から 令和3年9月10日まで
場所	玉名市福祉センター 2階 会議室B (玉名市岩崎88-4)	申込方法	下記の連絡先に電話でお申込みください。 定員10名 ※定員になり次第、受付を締め切ります。
内容	講演 演題：成年後見制度について (仮題) 講師：阪口心志司法書士・ 行政書士事務所 司法書士 阪口 心志 氏	※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては中止する場合があります。	
		主催	社会福祉法人玉名市社会福祉協議会 たまな成年後見センター (権利擁護課) TEL 0968-71-0080 FAX 0968-72-0846

無料法律相談

日常生活における悩みの中で、法律的な知識を必要とする諸問題について弁護士がお受けし、参考意見の提供を行います。

- ◆相談日 毎月第3木曜日
- ◆相談時間 14:00~16:00 (1組30分)
- ◆場所 玉名市福祉センター
- ◆申込み 事前予約制 (相談日の前日正午まで)
玉名市社会福祉協議会 TEL71-0080
※玉名市に居住する方が対象です。
※相談回数は年度内1回のみです。
※相談内容によってはご利用できない場合がありますのでご了承ください。